

貸付けについて（互助会）

秋田県教育関係職員互助会が行う貸付けには、次の5種類があります。会員が必要とする目的に応じて貸付けが受けられます。

- ・生活資金貸付け ・自動車資金貸付け ・奨学資金貸付け ・住宅資金貸付け ・非常災害住宅資金貸付け

1 貸付けの申込みについて

申込人は、貸付申込書に所定の事項を記入のうえ、貸付けの種類に応じた書類を添付し、所属所長を経て当会に提出してください。

- (1) 提出書類の**申込人氏名・申込金額は、すべて自署**してください。
ゴム印やコピーに押印するなど記名押印されたものは無効です。
- (2) 申込人の印章は、同一の印章を使用してください。（貸付申込書、借用証書、印紙の割印、その他添付書類）
- (3) **申込金額を二重線などで訂正することはできません。**申込金額を変更する場合は、書類を書き直してください。
- (4) 貸付金は、申込人名義の普通預金口座に振り込みますので、銀行名・支店名・口座番号を正確に記入してください。

2 貸付金額の申込み単位について

貸付申込金額は、各種類における貸付限度額かつ必要とする資金の範囲内で10万円を単位とします。
また、各種類において、それぞれ1口の貸付けとなります。（さらに同一種類の貸付けを受けたいときは下記5参照）

3 貸付金の利率について

貸付金の利率について、生活、住宅、奨学、自動車の各貸付は**年利0.90%（月利0.0750%）**、非常災害住宅資金貸付けは**年利0.57%（月利0.0475%）**で、変動利率です。

4 貸付けの制限について

- (1) 償還の確実性がないと認められる会員には貸付けできません。（下記「貸付審査基準」参照）
- (2) 条件付採用期間中の会員及び再任用・臨時的任用職員・任期付職員・会計年度任用職員には貸付けできません。
- (3) 他の債務と合わせた毎月の償還額が、申込人の給料月額の10分の3を超えるときは貸付けできません。
※「給料月額」は教職調整額、給料の調整額を含んだ額（＝掛金計算の基礎額）。通勤手当等の手当額は除く。
- (4) 既貸付けの償還回数が24回に満たない会員は借替できません。
- (5) 休業等により定期償還金の給与控除ができない会員や、初回定期償還金を給与から控除する日に会員資格を喪失している場合には新規貸付けできません。
- (6) **恒常的な生活費や、各種ローン借替等の借金返済のための貸付けはできません。**
- (7) その他、各貸付けにおける留意事項は、「互助会貸付金の種類・事由・貸付限度額・提出書類」（3頁以降）を参照してください。

5 既に貸付けを受けている方への貸付け（借替）について

既に互助会から貸付けを受けている方が、さらに同一種類の貸付けを受けたいときは申込金額（限度額の範囲内）から未償還元金を差し引いて送金します。ただし、既貸付けの償還回数が**24回に満たない場合は借替できません。**

※未償還元金及び償還済回数は、給料日前の貸付であっても、貸付日の属する月の末日現在となります。

[例：自動車資金]

未償還元金	218,756円
必要とする資金	1,500,000円
合計金額	1,718,756円

⇒ 申込金額は、合計金額の範囲内で10万円単位なので1,700,000円になります。
送金される額は、申込金額から未償還元金を差し引き、1,481,244円になります。

6 貸付金の送金日について

■生活・奨学・自動車資金貸付け

1日から10日まで貸付申込書を受け付けたものについて、**その月の20日**に送金

11日から20日まで貸付申込書を受け付けたものについて、**その月の末日**に送金

21日から月末まで受け付けたものについて、**翌月10日**に送金

■住宅資金貸付け、非常災害住宅資金貸付け

月末まで受け付けたものについて、**翌月20日**に送金

※受付日は、当会で提出書類（3頁以降参照）すべての到着を確認した日です。

10日および20日の送金日において、金融機関が休業のときは翌営業日に送金します。

末日の送金日において、金融機関が休業のときは前営業日に送金します。

7 貸付金の償還について

- (1) 毎月 1 日から 21 日までに貸付けしたものは翌月から償還開始(給与から控除)、22 日から月末までに貸付けしたものは、翌々月から償還開始(給与から控除)となります。
- (2) 借受人は、貸付金額に応じ、別表「償還表」により、毎月元利均等額(最終回を除く)を償還するものとします。
- (3) 借受人は、上記にかかわらず、未償還元利金の一部または全部を繰上償還することができます。
 - 一部繰上償還
 - ・償還を希望する月の前月末までに「一部繰上償還申出書」を互助会に提出してください。
 - ・繰上償還希望額は 10 万円以上で 5 万円単位とし、その金額に近い元金累計額(当会で積算)を当会で指定する期日(申出日の翌月 24 日頃)までに所定の払込書により払込みしてください。
 - 全額一括償還
 - ・償還を希望する月の 15 日までに、直接当会へ御連絡ください(電話可)。
 - ・当会で指定する期日(その月の 24 日頃)までに所定の払込書により払込みしてください。
- (4) 借受人が次に該当したときは、未償還元利金を即時償還しなければなりません。
 - (a) 会員の資格を喪失したとき
 - (b) 貸付規程に違反したとき
 - (c) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき

8 償還の猶予について

借受人が次に該当する場合は、希望により償還を猶予することができます。

- (1) 育児休業の承認を受けたとき……………育児休業期間の範囲内
- (2) 介護休暇の承認を受けたとき……………介護休暇期間の範囲内
- (3) 疾病により無給休職となったとき……………無給休職期間の範囲内(傷病手当金等の支給期間を除く)
- (4) 住宅貸付物件の被災……………12 か月の範囲内

希望する場合は、「償還猶予申出書」に辞令の写しを添付し、互助会に提出してください。

猶予した償還金の返済方法は、猶予期間が終了した翌月から毎月均等額を償還する方法と、猶予期間の範囲内で 1 回または 2 回で償還する方法があります。

※毎月均等額で償還する場合のひと月あたりの償還額は、

猶予した償還金の毎月の償還額(所定の払込書にて納付) + 定期償還金(給与から控除) になります。

貸付審査基準

1. 貸付けの制限について(貸付規程第 6 条第 1 項関係)

「理事長が償還の確実性がないと認める者」とは、申込人が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 現に給与の差し押さえを受けている者。
- (2) 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者。
- (3) 破産の申し立てから破産宣告までの間にある者、または破産宣告後 10 年を経過していない者。
- (4) 民事再生手続きの申し立てから再生計画認可決定までの間にある者、または再生計画認可後 10 年を経過していない者。
- (5) 本会が加入している貸付保険の適用を受けた者。ただし、保険会社に移された債務を完済している場合を除く。
- (6) 過去において故意に償還を怠った者、または規程に違反した者。
- (7) 前各号に掲げるほか、債務不履行の要因となる著しい信用失墜行為があると理事長が認めた者。

2. 「条件附採用期間中の者」には、他県互助会から会員期間が引き続く者は含まないものとする。

3. 人事異動等により秋田県職員互助会、秋田県警察職員互助会または他県互助会から転入した者の貸付限度額は、在職期間内に毎月元利均等額で償還可能な金額とする。ただし、在職期間が短く転出時に償還残額が発生した場合は一括償還とする。

互助会貸付金の種類・事由・貸付限度額・提出書類

※各貸付けにおいて、事実確認のため、下記以外の添付書類の提出をお願いすることがあります。

(1) 生活資金貸付け

- 申込事由 会員が臨時に資金を必要とする場合（住宅資金貸付けの対象になるものを除く）
※恒常的な生活費や、各種ローン借替等の借金返済のための貸付けはできません。
- 貸付限度額 100万円
- 提出書類 1 生活資金貸付申込書
2 借用証書
3 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書

(2) 自動車資金貸付け

- 申込事由 会員が自動車の購入等で資金を必要とする場合
※貸付日現在において販売店や整備業者等へ支払期限前のものに限りです。
- 貸付限度額 200万円かつ必要とする資金の範囲内
- 提出書類 1 自動車資金貸付申込書
2 借用証書
3 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
4 販売店との売買契約書（写）等（見積書は不可）
■自動車購入……………売買契約書（写）または注文書（本人控えの写）
※支払期限が記入されたものを添付してください。
■自動車修理・車検等……貸付日現在において支払期限前の請求書（写）
- 注1）「必要とする資金」はこの貸付金を資金とした支払額を指しますので、自動車購入で販売店等のローンを併用する場合は頭金（支払期限前）が該当します。
- 注2）貸付金を受ける前にすでに自動車購入代金を支払い、その結果生活費が一時的に不足した場合は、自動車資金貸付けではなく、生活資金貸付けの対象になります。

(3) 奨学資金貸付け

- 申込事由 会員の被扶養者または被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。)・大学・短大・大学院・高等専門学校・専修学校・各種学校、若しくはそれらに準ずるものと認められる外国の教育機関に入学または修学のために資金を必要とする場合。
- 貸付限度額 200万円かつ貸付日以降おおむね2年間又は卒業までのいずれか早い時期までに必要とする修学資金（入学金及び授業料、制服や教材の購入費、交通費、アパートの敷金・礼金・家賃等）の範囲内
※貸付け申込み時に支払が完了している場合は、支払後おおむね1か月以内であれば申込み可。
- 提出書類 1 奨学資金貸付申込書
2 借用証書
3 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
4 入学または修学の事実を証明する書類
■合格から入学までの期間及び入学後在学証明書が発行できない期間……………合格通知書（写）若しくは入学許可書（写）
■上記以外……………在学証明書（原本）
5 奨学資金貸付けに係る必要経費内訳書
6 就学者が借受人の被扶養者（健康保険）に認定されていない場合は、その就学者と借受人との関係がわかる戸籍抄本等
（例：就学者が借受人の被扶養者に認定されていない子 → 子の戸籍抄本）

注) 入学試験や就職試験の受験費用及びそれに付随する宿泊・交通費や部活動・ホームステイに係る費用等、**在学する教育機関での修学に関連のない費用は対象外**です。

(4) 住宅資金貸付け、非常災害住宅資金貸付け

- 申込事由 会員が自己の用に供するため、住宅を新築・増築・改築・修理・購入、または住宅用敷地を購入する場合(造園費用は対象外)。
※貸付日現在において施工業者へ支払期限前のものに限りです。
※非常災害住宅資金貸付けを御希望の場合は、事前に御相談ください。
- 貸付限度額 300万円（非常災害住宅資金貸付けは450万円）かつ必要とする資金の範囲内

※借受人の5年後の退職一時金の額に200万円を加算した額と上記限度額とのいずれか低い額

提出書類

登記事項証明書は「全部事項証明書(謄本)」の原本を添付してください。

(ア) 新築の場合

- 1 住宅資金貸付申込書
- 2 借用証書
- 3 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
- 4 土地登記事項証明書(借地については、地主の土地登記事項証明書)
- 5 建築物確認済証(写)(確認申請書第1～5面を添付のこと)
- 6 借受人が契約当事者となっている見積書(施工業者の署名捺印のあるもの)または工事請負契約書(写)
- 7 平面図(確認申請書に添付して許可になったもの)
- 8 土地が借受人名義でない場合、工事承諾書

(イ) 増築・改築の場合

上記(ア)1～7の書類のほか建物登記事項証明書(登記上の名義人が死亡している場合または未登記の場合は当該住宅に係る固定資産税課税台帳登録証明書)。建物が借受人名義でない場合、工事承諾書。

(ウ) 住宅購入(土地付)の場合

- 1 住宅資金貸付申込書
- 2 借用証書
- 3 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
- 4 借受人が契約当事者となっている売買契約書(写)
- 5 土地登記事項証明書
- 6 建物登記事項証明書(新築中で未登記の場合は建築物確認済証の写し)
- 7 平面図

(エ) 敷地購入の場合

- 1 住宅資金貸付申込書
- 2 借用証書
- 3 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
- 4 借受人が契約当事者となっている売買契約書(写)
- 5 土地登記事項証明書(売主のもの)
- 6 住宅新築工事に係る誓約書
- 7 土地の地目が農地の場合、農地転用許可書(写)または宅地造成計画書(写)

(オ) 修理の場合

- 1 住宅資金貸付申込書
- 2 借用証書
- 3 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書
- 4 建物登記事項証明書(土地補修の場合は土地登記事項証明書)
- 5 借受人が契約当事者となっている工事請負契約書(写)または工事費見積書(写)
- 6 修理部分の概略図または修理前の写真
- 7 修理対象物件が借受人名義でない場合、工事承諾書

(カ) 非常災害住宅資金貸付けの場合

(ア)～(オ)の該当する書類のほか、被災の事実を証明する書類(警察、消防署等公的機関発行の罹災証明書)

住宅資金貸付け及び非常災害住宅資金貸付けの留意事項について

- (1) 定年退職まで5年未満の会員及び退職時に未償還金が発生する会員には貸付けできません。ただし、「念書」及び「委任状」を提出した場合は貸付け申込みができます。
- (2) 敷地購入のために貸付けを受ける会員は、貸付申込時に住宅を新築する旨の「誓約書」を提出してください。ただし、その住宅新築工事の完了が会員資格喪失後になる場合は貸付けできません。
- (3) 敷地購入のために貸付けを受けた会員が、当該敷地に住宅を建築した場合は、「完了報告書」に証拠書類(建物全部事項証明書等)を添付して提出してください。
- (4) 自己の用に供しない投資、賃貸などを目的とする場合は貸付けの対象となりません。
- (5) 申込人の家族が商業などを営んでいる場合、工事対象床面積のうち居住部分の占める割合を全体の工事費用に乗じた額を工事費用とみなします。
- (6) 会員が住居として用いるための土地または住宅に抵当権等が設定され、金融機関等に債務がある場合は、貸付申込書の借入状況欄に必ず記入してください。

完了報告書の提出について

住宅資金貸付け及び非常災害住宅資金貸付けを受けた方は、申込事由に係る工事の完了後、すみやかに「完了報告書」に次の書類を添えて提出してください(貸付規程第17条による提出義務)。

なお、夫婦共に会員で同一の物件について当会の貸付けを受けた場合、完了報告書の添付書類はどちらか一方に添付するだけで構いません。

また、公立学校共済組合へ同時申込された方は、登記事項証明書は写しで構いません。

- (1) 住宅新築の場合……………所有権保存登記後の建物登記事項証明書
- (2) 住宅の増築、改築、移築の場合……………所有権保存登記後の建物登記事項証明書
- (3) 住宅(土地付住宅を含む)の購入の場合……………所有権移転登記後の建物登記事項証明書(土地付きの場合は、当該土地を含む。)
- (4) 住宅敷地購入の場合……………所有権移転登記後の土地登記事項証明書

(5) 住宅の修理若しくは敷地補修の場合……………領収書（写）および修理後の写真（2～3枚）
※ 登記事項証明書は「全部事項証明書(謄本)」を添付してください。